

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 8 月 20 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 吉川 昌孝
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

教育資金の一括贈与の追加拠出について

皆様も御存知の通り、平成 25 年度税制改正において、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(措置法第 70 条の 2 の 2)が創設され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されております。今回は、この教育資金の一括贈与に関する新しい通達により、追加して贈与する場合の注意点がありますのでご説明させていただきます。

1. 制度の概要

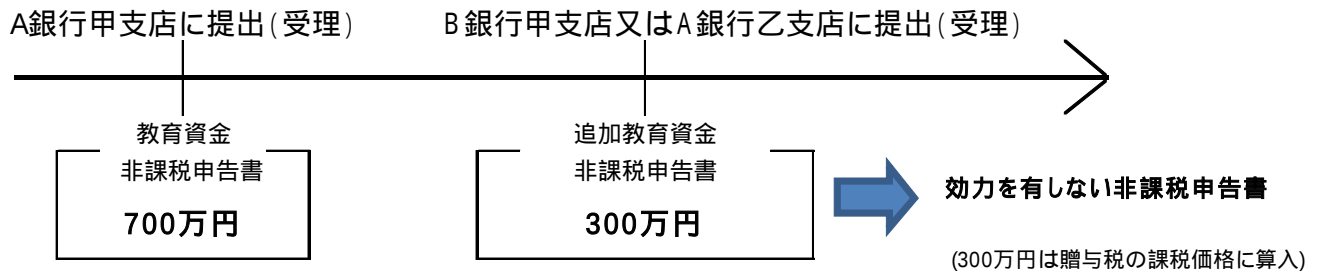
平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、子や孫等である受贈者(30 歳未満の者に限る)が教育資金に充てるために、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、直系尊属である祖父母等から金銭信託受益権を取得した場合や書面による贈与により取得した金銭等を預金等として預け入れた場合等には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち受贈者 1 人につき原則として、1,500 万円までの金額につき、贈与税が非課税となります。なお、適用を受けるためには教育資金非課税申告書を金融機関を経由して、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2. 追加教育資金非課税申告書を提出した場合におけるその申告書の効力

受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合(金額が 1,500 万円に満たない場合に限る)において、その受贈者が教育資金管理契約に基づき、直系尊属から追加の贈与により取得した金銭等を預け入れた場合等には、一定の手続きを経て非課税規定を適用することができますが、下記の事例のような場合には適用されませんのでご注意ください。

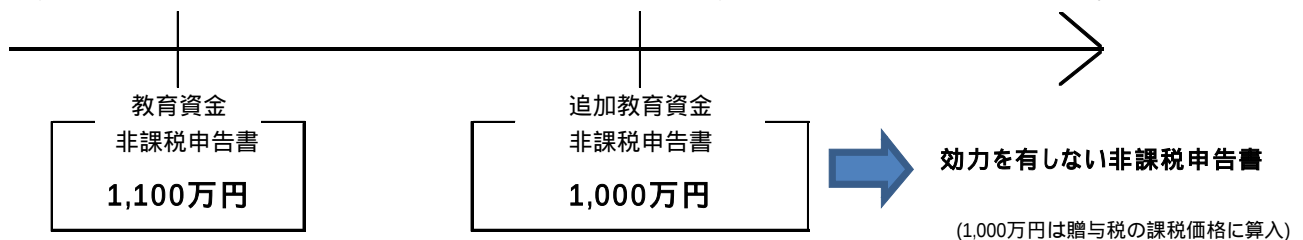
【当初、教育資金非課税申告書を提出した金融機関の営業所等以外に追加教育資金非課税申告書を提出】

当初、非課税申告書を提出した A 銀行以外の銀行 (B 銀行) で非課税申告書を提出した場合や当初、非課税申告書を提出した A 銀行であっても別の支店 (乙支店) で非課税申告書を提出した場合には、追加した教育資金はすべて非課税の規定の適用はなく贈与税の課税対象となります。



【追加教育資金非課税申告書を提出した時点で非課税拠出額が 1,500 万円を超える場合】

当初、非課税申告書を提出した金額に追加して教育資金を贈与した場合にその合計額が 1,500 万円を超える場合には、追加した教育資金はすべて非課税の規定の適用はなく、贈与税の課税対象となります。



3. まとめ

実際にこの規定を適用されているお客さまも多いと思いますが、「資金の余裕ができたから追加で贈与してあげよう。」というお客様もおられるでしょう。その際には、上記の点等について注意が必要となります。もし教育資金の一括贈与をお考えのお客様で、ご不明点やご質問等がございましたら、取扱い金融機関を御紹介いたします。お気軽に弊社までご連絡下さいませ。

【担当: 吉川】